

# 控訴審第1回裁判のご報告

平成30年7月6日  
原発被害救済千葉県弁護士事務局

## 1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

### (1) 当弁護団の主張や証拠

#### ★控訴理由書(責任論)

#### ○概要

① 一審判決は、国の規制権限不行使の違法性判断において、過去の最高裁判例を全く引用することなく、独自の規範を打ち立てた。そして、違法性を判断するとしながら、権限を定めた法令の趣旨や目的を何ら検討することがなかった。

その結果、予見可能性の段階で、被害法益たる国民の生命等を考慮して予見可能性の程度を引き下げておきながら、結果回避義務を基礎付ける段階において、被害法益の重大性に一切触れることなく、事業者の経済的都合を考慮し、確立した知見がなければ回避義務を基礎付けるに至らない、と判断した。一審判決は、過去の最高裁判例に反する明らかな誤りをしている。

② 一審判決は、「長期評価」が原子力の安全上無視できない知見にあたり十分尊重されるべきものとして、予見可能性を肯定しながら、確立した知見に至らなければ設計津波として直ちに対策をとる必要までないとし、確立した知見に至るまでは、結果回避措置を講じるかは規制行政庁の専門的判断に委ねるとした。結果回避義務の段階において、事業者の経済的都合を理由に、確立した知見を要求しているのである。

一審判決は、予見可能の段階で被害法益を重視し、結果回避義務の段階で事業者の経済性を重視し、整合性を欠いている。

③ 「長期評価」は、国の機関たる地震本部において、国民の生命身体を保護し地震防災に活かすという公的役割を果たすために策定された。

一審判決は、「長期評価」という公的な立場からの予測と、個々の専門的研究者の異論を同列に論じており、単に異論の存在があるだけで、「長期評価」の信頼性が減殺されるかのような杜撰な判断を行っており、明確に誤っている。

④ 原子力発電所の安全規制において、確立した知見を要求すること自体が、同法令における国民の生命・身体等の保護という趣旨目的に著しく反するばかりか、事業者の経済的都合とこれらの法益を同じ土俵で論じ比較しており、許されないものである。

そもそも、国が「長期評価」に基づいて津波シミュレーションの指示等の事業者に検討を促すような事実は、存在しない。このような事実があることを前提に、一審判決は、国の対応の合理性を認めており、誤りである。

⑤ 一審判決は、防潮堤が唯一の講じるべき対策である等、結果として一審原告らが主張する措置では、結果を回避できなかった可能性があるかと判断した。

しかし、本件事故以前より、防潮堤以外の水密化等の対策は、国内だけでなく海外でも講じられていたことを、一審判決は見落としている。本件地震の規模を強調するのみで、2008年推計と本件地震津波による浸水の規模においてほと

んど違いがないことも、見落としている。

### ★控訴理由書(2)(損害論)

#### ○概要

- ① 中間指針等は、加害者である一審被告東京電力と国に配慮し、低く抑えられた賠償金額が提示されたものである。東京電力は中間指針等を踏まえ策定された基準に基づき賠償金額を認めているが、このことを理由に、一審判決は損害額を認定しており、誤りである。  
一審判決は、個別・具体的事情によっては中間指針等を超える慰謝料を認めるべき場合が当然にあり得ると判断した。しかし、実質的に中間指針等を超える慰謝料を認定しておらず、一審原告ら個別の具体的事情をほとんど考慮していないに等しい。
- ② 一審原告らが主張しているふるさと喪失慰謝料とは、「包括的生活利益としての平穩生活権」を侵害したことによる慰謝料である。「包括的生活利益としての平穩生活権」とは、重層的な生活の基盤で平穩に生活する権利である。本件事故により、このような権利が皆侵害されているのであり、区域によって慰謝料額に差を設けるべきではない。  
避難指示解除区域であっても避難指示区域であっても、「ふるさと喪失」は認められる。
- ③ 一審判決は、人口の減少・産業への影響・住民意向調査を踏まえた復興の非現実性等本件事故による被害の実相について、事実として認定していない上、現地検証も行っていない。一審被告東京電力に慰謝料を増額することが相当といえる帰責性がないと一審判決は判断しているが、これも誤りである。
- ④ 一審判決は、年間積算線量が20msv以下の地域は安全であるという何ら証明の無い一審被告東京電力や国の主張に基づき、機械的に設定された区域指定を重視し、低線量被ばくの危険性を軽視している。  
一審原告らの被害を軽視しているが故に、区域内避難者と区域外避難者との間で大きな差が生じ、不合理な結果となっているのである。
- ⑤ 一審原告らそれぞれの損害についても、統計資料から読み取れる表面的な事情を認定するにとどまり、避難前自治体居住者が現在どのような状況に置かれているか十分に理解していない。  
そのため、控訴した一審原告らは、避難慰謝料やふるさと喪失慰謝料、その他一審判決で認められなかった損害について、控訴審で認容されるよう、求めている。

### ★第1準備書面(国の求釈明に対する回答)

#### ○概要

- ① 一審原告らが主張する各種結果回避措置の前提とする想定津波は、長期評価に基づく2008年推計による津波の高さである。
- ② 一審被告国が一審被告東京電力に講じさせるべき結果回避措置の1つとして、防潮堤の設置を否定するものではないが、防潮堤が結果回避のための必要条件としては考えていない。  
一審被告国は、一審原告らに対し、防潮堤等に対する具体的な浸水継続時間等の数値を特定するよう主張しているようだが、不要である。むしろ、一審被告国において、一審原告らにおいて特定した防潮堤や建屋等の水密化等の各

津波防護策について、これら措置を講じていても本件事故が回避できなかったことを、相当な根拠・資料に基づいて主張立証すべきである。

- ③ 一審原告らは、主張する個々の結果回避措置のうち、いずれかでも講じられていれば本件事故を回避できた可能性があると主張している。

## ★第2準備書面(予見可能性の補充等)

### ○概要

- ① 一審被告国と一審原告らとの考え方の違いは、ともに相対的安全性の考え方に立ちつつも、法の趣旨・目的を踏まえて、原子炉施設に求められる安全性の水準をどの程度のものとするかに帰着する。相対的安全性を前提としても、原子炉施設には高度の安全性が求められる以上、求められる知見の程度は相対的に緩やかに判断されるべきである。

一審被告国は、原子炉施設においてその内包する危険性から一般の施設等に比べて、「格段に高度」な安全性が要求されることを自認しつつ、規制権限行使を義務づける知見の程度については、他の一般の施設等と同様「通説的見解といえる程度に形成、確立した科学的知見」を求めている。一審被告国の主張は、矛盾かつ破綻している。実際、上記一審被告国の主張は、福島地裁判決・東京地裁判決等各地裁の判決において、厳しく斥けられている。

- ② 「長期評価」の知見は、一審被告国や東京電力によって、防災行政や原子力発電所の津波対策に採用されていた。

国土交通省においては、港湾などにおける津波防災対策を実施する際、「長期評価」の示す津波地震の想定を基礎とする判断を示しており、首藤氏・今村氏らの津波工学の専門家も、これを支持していた。耐震バックチェックにおいても、地震動は、既往最大ではなく、発生したことのない正断層型地震を福島沖にも想定する「長期評価」の考えが採用されていた。

- ③ 複数のリスクが存在する場合、理学的知見の高低を踏まえたリスクの大きさに基づいて優先度を判断する「グレーデッドアプローチ」という手法がある。一審被告国は、グレーデッドアプローチの考え方に基いて、津波対策よりも地震動対策を優先させたことに合理性があると主張する。この主張は、「長期評価」に規制の基礎とするに足りるだけの客観性と合理性がないことを前提として、初めて成り立つ。

しかし、「長期評価」には規制権限を義務づけるだけの客観的かつ合理的根拠がある以上、上記一審被告国の主張は妥当しない。

一審被告国は「長期評価」を確率論的安全評価として考慮すると主張するが、結局のところ、安全規制の対象から除外することに他ならない。なぜなら、地震・津波に関しては、確率論的安全評価の手法自体も未確立で具体的な対策につなげることも出来ない状態だったからである。

## ★その他提出した書面

控訴状、個別損害第1準備書面、一審原告の方々の人証申請書、検証申立書、後藤政志氏の人証申請書、附帯控訴状

## ★提出した主な証拠

平成29年10月10日福島地裁判決、平成30年3月15日京都地裁判決、平成30年3月16日東京地裁判決、一審原告の方々の陳述書等個別的な損害を立証する

書面、東電原発裁判(科学ジャーナリスト添田孝司氏作成)、土木学会原子力土木委員会津波評価部会議事録、「東電津波対策の要 高尾誠 証人尋問が終了—指定弁護士側の立証の全貌が明らかに—」(被害者参加代理人弁護士作成)、冒頭陳述(東電役員裁判指定弁護士作成)

## (2) 一審被告東京電力の主張や証拠

### ★控訴理由書

#### ○概要

① 中間指針等が定める避難慰謝料は、避難者の「主観的・個別的事情」を除いた「最低限の基準」ではなく、本件事故によって避難等対象者に生じた被害状況に基づく精神的苦痛を、類型的・包括的に考慮した「合理的に算定した一定額の賠償基準」である。

一審判決は、中間指針等が定める避難慰謝料を、「最低限の基準」と理解しており、誤りである。

その上、一審判決は、一審原告らに対し、1人月額10万円の避難慰謝料額を、大幅に増額している。しかし、中間指針等が定める慰謝料には、一審原告らの主観的・個別的事情を、類型的・包括的に考慮している。

一審原告らの個別の事情に応じて慰謝料額を大幅に増額した一審判決は、誤りである。むしろ、個別的事情を踏まえて検討するのであれば、1人月額10万円という避難慰謝料額が妥当しないような個別の事情がある場合、これを下回る慰謝料額が認定されるべきである。

② 一審判決は、「避難生活に伴う慰謝料」と「ふるさと喪失慰謝料」を別個の訴訟物であるかのように判断しているが、これも誤りである。

月額10万円の避難慰謝料と、中間指針第四次追補に基づく避難が長期化した場合の慰謝料は、連続性を有するものである。このように考えないと、既に賠償した金額の弁済の充当に関して困難な問題が生じ、一審被告東京電力が実質的に二重払いを強いられるおそれがある。

③ 一審判決は、ふるさと喪失慰謝料を、広く認めている。しかし、避難指示が解除されたり、実際に住民の帰還も徐々に進んでいる等、本件事故の影響によって、一審原告らが避難前地域での生活を確定的・不可逆的に喪失したとはいえない。

したがって、帰還困難区域等を除き、後遺障害慰謝料的な意味合いを持つ「ふるさと喪失慰謝料」は認められない。平成29年10月10日の福島地裁判決も、同様の判断をしている。

④ 一審東京電力は、中間指針第四次追補に基づき、帰還困難区域等の旧居住者に対し、避難が長期化する場合の慰謝料を支払っている。この慰謝料は、裁判上の賠償額として合理的である。

したがって、この慰謝料額を超える慰謝料額を認めた一審判決も、誤りである。

⑤ 一審判決は、自主的避難等対象の区域外から避難した一審原告らに対しても、慰謝料を認めている。慰謝料が認められるためには、客観的根拠に基づく受忍限度を超える程度健康への危険にさらされていると評価される必要があるが、区域外から避難した一審原告らには、このような事実はない。

一審被告東京電力は区域外避難者にも自主的に賠償を行っているが、この

賠償を超える損害は発生していない。

- ⑥ 中間指針等は、裁判においても、最大限尊重されてしかるべきである。
- ⑦ 一審判決は、南相馬市小高区(平成28年7月12日に避難指示解除)内の不動産について、全損であると認定している。しかし、避難指示解除後の小高区において、不動産取引は活発に行われている。小高区の不動産を全損と認定した一審判決は、明らかに誤りである。

## ★控訴答弁書

### ○概要

- ① 一審原告らが主張する各損害の多くは、著しく不十分な立証しかしていない。中間指針等に基づく一審被告東京電力の公表賠償基準に頼らないのであれば、立証不十分として請求棄却となるだけである。

原陪審は、中立的な立場から公開の議論に基づき、法令に根拠を有する指針として、中間指針等を策定している。一審原告らが主張するように、「加害者である一審被告東京電力や国に配慮し、低く抑えられた賠償金額を提示している」といった事実はない。
- ② 一審原告らは、一審判決が認定した慰謝料額が低いと主張している。

この点、交通事故実務で利用されている「赤い本」基準で定められている入院慰謝料は、時の経過と共に、精神的苦痛が低減していくことを予定している。しかし、一審原告らは、「赤い本」基準を援用しつつ、上記低減を一切考慮していない。一審原告らの中には、避難後の生活状況が時の経過と共に変化し、精神的苦痛が軽減している様子も窺える。

一審被告東京電力が提示している賠償金額は、交通実務で受け入れられている慰謝料額の水準を、大きく上回っている。
- ③ 旧居住制限区域等・避難指示等対象区域外の地域は、いずれも、各地の実情に応じて復旧・復興活動が推し進められている状況にあり、帰還困難区域に見られるような不可逆的なふるさと喪失、という事情がない。

一審判決は、「避難慰謝料」とはあたかも別個の訴訟物であるかのように、「ふるさと喪失慰謝料」を位置づけて、帰還困難区域等以外の一審原告らについても、賠償を認めている。これは、法理論的にも整理が付かない。
- ④ 一審原告らが予見可能性の根拠として主張する「長期評価の見解」は、直ちに防災対策に取り込めるような成熟度を備えたものであるとは受け止められていなかった。一審被告東京電力は、平成20年には「長期評価の見解」の取扱いについて土木学会に検討を委託するなどしていた。

一審被告東京電力の対応は、法的に結果回避義務違反には当たらない。
- ⑤ 年間20ミリシーベルトを大きく下回る放射線被ばくへの不安は、客観的な根拠に基づく合理的な不安とはいえない。自主的避難者は、当然、避難等対象区域からの強制避難者と厳然たる違いがある。
- ⑥ 一審原告らは、各々個別的な損害が認められるべきと、主張している。

不動産の時価は、思い入れといった主観的事情によって、左右されるものではない。フラット35利用者に対する不動産取得費用にかかる調査結果は、首都圏を含む全国平均値であって、一審原告らが賠償を求める不動産の時価を基礎付けるものではない。

家財の価値は、損害保険料算出機構の「家財の地震被害予測手法に関する研究」に基づく基準により算定すべきと主張する。しかし、本件では地震被害時

のように家屋内の家財が物理的に滅失していない。引き続き、使用が可能である。

本件事故が無くとも発生した損害も一部含まれており、これは、一審被告東京電力が支払うべきものではない。

★一審被告東京電力共通準備書面(1)(避難指示区域の旧居住者である一審原告らの精神的損害について)

○概要

- ① 中間指針等は、避難等に係る精神的損害につき、「避難等による長期間の精神的苦痛」を包括的に賠償の対象としており、避難先での生活の不便といった生活阻害のみならず、地域コミュニティ等やこれまでの平穏な日常生活とその基盤の損失による精神的苦痛も賠償の対象としている。

中間指針等及び東電公表賠償は、長期の避難に係る精神的苦痛を包括的に慰謝する慰謝料額として、十分に、合理性・相当性が認められる。

- ② 帰還困難区域等の旧居住者に対する東電公表賠償額も、中間指針第四次追補に定める避難が長期化する場合の慰謝料額を含め、十分に合理性・相当性を有する。

- ③ 居住制限区域等の旧居住者に対する東電公表賠償額は、交通事故実務で受け入れられている慰謝料額の水準に比しても、これを大きく上回っている。

放射線の影響等を考慮した避難指示が解除され、本件事故の放射線の影響に基づく住民に対する居住・移転の制限が解除され、帰還しうる状況に至った場合には、本件事故による権利侵害状態は基本的に解消される。そのような中で、各住民は、帰還をするか否か判断し、帰還をするとした場合においてもその準備のために必要と考えられる相当な期間の経過をもって、原子力損害としての慰謝料賠償は終期を迎えるとする中間指針等の考え方には、合理性がある。一審被告東京電力は、避難指示解除後も平成30年3月まで継続して賠償しており、十分に合理的である。

- ④ 他の権利侵害事例における慰謝料額に関する裁判例に照らしても、一審被告東京電力が賠償する慰謝料額は、十分に合理的である。

平成29年10月10日の福島地裁判決は、避難指示解除準備区域である原告らの「中間指針等による賠償額」を超える請求をいずれも棄却し、帰還困難区域等から避難した一審原告らにつき、中間指針等及びこれに基づく東電賠償基準を下回った金額を相当と判断している。

★一審被告東京電力共通準備書面(2)(旧緊急時避難準備区域に居住していた一審原告らの精神的損害について)

○概要

- ① 旧緊急時避難準備区域は、強制的な避難が求められたものではない。平成23年4月22日以降、旧緊急時避難準備区域への立入に制限はなく、居住も許されていた。

中間指針第二次追補は、旧緊急時避難準備区域の居住者に係る精神的損害の賠償終期について、平成24年8月末日を目安としている。平成24年8月頃までにはインフラ回復も進捗し、空間放射線量も低減していること等に照らせば、十分合理性・相当性がある。

一審被告東京電力は、精神的損害の賠償の他にも、営業損害等財産的損害

を別途賠償の対象としている。一審被告東京電力が公表している慰謝料額は、裁判上も是認されている。

- ② 旧緊急時避難準備区域の指定の趣旨やその解除時期，本件事故後の空間放射線量の状況や社会的活動の再開状況等を踏まえれば，一審被告東京電力が中間指針等を上回る慰謝料額及び期間を超えることはない。

#### ★提出した主な証拠

原子力損害賠償のご請求・お支払等実績（一審被告東京電力作成），国土交通省地価公示，富岡町・飯館村・浪江町・矢吹町・いわき市の各広報誌，除染情報サイト（環境省作成），浪江町・南相馬市が策定した各復興計画の内容が記載された文書，環境放射能測定結果（福島県作成），富岡町・浪江町の各住民意向調査結果（復興庁，福島県ら作成）

#### ★その他提出した書面

控訴状，控訴理由書の訂正書

### (3) 被告国の主張や証拠

#### ★控訴答弁書

##### ○概要

- ① 原子力規制において，「絶対的安全性」を求めることは不可能であり，求められるべき安全性は，「相対的安全性」を前提とした一定限度の安全性である。

「相対的安全性」とは，科学技術を利用した施設などでは，常に何らかの程度の事故発生等の危険を伴っているものであるが，その危険性の程度が科学技術の利用により得られる利益の大きさと対比において，社会通念上容認できる水準であると一般に考えられる場合には，これをもって安全と評価するという考え方である。

- ② 一審原告らは，主要建屋等が存在する敷地を越える程度の津波の到来を，予見可能性の対象としている。しかし，そもそも，主要建屋等が存在する敷地を越える程度の津波が到来しても，直ちに全交流電源喪失の現実的危険性があるという理解自体，誤っている。

仮に，福島第一原発の敷地地盤面を越える程度の津波が予見可能性の対象だったとしても，結果回避可能性の段階において，上記津波と本件津波の継続時間等を踏まえて，結果回避措置の違いについて主張しなければいけない。一審原告らは，このような主張をしていない。

- ③ 長期評価は，その公表をもって規制や防災対策へ直ちに取り入れられるべきものではない。長期評価の受け手である国の規制当局においても，理学的な成熟性の程度を十分に検討しなければ，規制に取り入れられるか否かの判断すらできない。

長期評価の中で示された種々の見解は，多くの理学的根拠を伴っているものから，十分な理学的根拠を伴わないものまで，幅広い。

「長期評価の見解」は，島崎邦彦氏が証言したように研究者の見解が最大公約数的に取り纏められたものでもなければ，有力な見解でもなかった。一審被告国において，「長期評価の見解」は，地震及び津波対策を検討する上で，無視することのできない重要なものと認識されてもいない。「長期評価の見解」について

は、津波の権威である佐竹教授や谷岡教授をはじめとした多くの専門家が、福島県沖で明治三陸沖地震と同規模の津波地震が発生する可能性は低い、と考えていた。

防災分野において科学的知見に基づいた専門技術的判断を行う国の機関は、地震本部ではなく、中央防災会議である。この中央防災会議で、「長期評価の見解」について、理学的根拠を伴わないという理由で、地震及び津波対策を検討する上で採用しないという判断を下していた。原子力規制の分野でも、直ちに国内原子力施設へ適用すべき「新知見情報」と判断されなかった。

津波評価技術は、既往最大津波のみならず、地震学的知見に基づき最大規模の地震から発生し得る津波も考慮するという考え方を取り入れ、理学的根拠を伴った津波対策の中で最も安全寄りに、波源設定を行っている。いわば、地震学・津波学・津波工学の第一線の専門家が当時の知識の粋を集めて、策定されたものである。

本件事故前は、津波対策よりも地震対策をとる必要性が高い状況だった。専門的・技術的裁量を踏まえた他のリスクとの優先関係の検討を行った場合には、経済産業大臣に規制権限を行使すべき作為義務は生じていなかった。

- ④ 本件事故前の科学的・工学的知見に照らせば、敷地高さを超える津波が予見された場合の津波対策は、防潮堤・防波堤の設置であった。タービン建屋等の水密化や重要機器室の水密化などの結果回避措置は、導かれない。

そして、事業者が防潮堤・防波堤等を設置したとしても、試算津波と本件津波の規模が全く異なるため、本件津波を防ぐことは不可能だった。

一審原告らが主張する回避措置を講じていたとしても、本件事故を回避できなかった可能性は高い。1号機～4号機の完全な水密化は、困難であった。

- ⑤ 一審原告らが主張する結果回避措置は、いずれも基本設計や基本的設計方針の変更を要する問題であり、技術基準適合命令によっては是正を図る範囲ではない。
- ⑥ 一審原告らが求める損害は、中間指針等について正しく理解していない上、低線量被ばくに対する不安感など科学的根拠を有しないものに対する賠償であり、認められない。

## ★第1準備書面

### ○概要

- ① 一審被告国の規制権限不行使の違法性の検討は、事業者の一次的かつ最終的責任の存在を前提としなければならない。

具体的な判断枠組としては、①規制権限を定める法が保護する利益の内容及び性質、②被害の重大性及び切迫性、③予見可能性、④結果回避可能性、⑤現実に実施された措置の合理性、⑥規制権限行使以外の手段による結果回避可能性、⑦規制権限行使における専門性、裁量性、などの諸事情を総合的に検討して違法性を判断しなければならない。その際、不十分な科学的知見によって規制権限を行使した場合、逆に当該規制権限の行使が違法となる可能性があるという視点も、重要である。

- ② 上記③予見可能性、上記④結果回避可能性の有無を判断するためには、科学的知見の評価を正確に行う必要がある。

そのためには、基準時点を明確にした上で、専門家らに意見の真意を確認する必要があり、それらの意見を適切に評価するためにセカンドオピニオンを含む

複数の専門家の見解との整合性を確認する必要がある。また、科学者の「理学的に否定できないことはむやみに否定しない」という思考傾向を踏まえつつ、福島第一原発事故前に存在した「理学的に否定できない」という知見の意味内容を、理解すべきである。さらに、後知恵バイアスの意識的な排除も必須である。

その上で、一審被告国に作為義務が生じる予見可能性が認められるためには、専門家らの意見を踏まえつつ、福島第一原発事故前に、客観的かつ合理的根拠をもって形成・確立した知見に基づく具体的な法益侵害の危険性が予見できなければならない。「相対的安全性」を確保するためには、「最新の科学的・技術的知見を踏まえた合理的な予測」によってリスクが示されていない限り、事業者においても安全対策の前提として考慮する必要がない。

地震学・津波学の分野における知見の成熟性の評価や、津波工学に基づいた専門的技術的判断を踏まえつつ、「最新の科学的・技術的知見を踏まえた合理的な予測」によって示されるリスクが複数存在するような場合には、原子力工学の考え方に基づいた専門技術的判断が必要となってくる。

- ③ 津波評価技術は、総合的な安全性の確保を最大限に行っていく工学的な考え方の下、理学的根拠を伴った津波対策の中で、最も安全寄りに、波源の設定を行っている。今村教授が述べるように、いわば、地震学・津波学・津波工学の第一線の「専門家が当時の知識の粋を集めて策定した」ものである。

一審被告東京電力の津波評価技術による津波対策は、十分に合理的なものであった。

これに対して、4省庁報告書から導き出される津波高さは、福島第一原発の主要建屋の敷地高さを超えないものであった。7省庁手引きは、具体的な津波評価方法まで定めていなかった。

「長期評価の見解」は、これと異なる理学的知見が多く示されていた。長期評価の策定に関与した専門家を含む地震学・津波学・津波工学の専門家らも、一様に「長期評価の見解」が理学的根拠に乏しいものであった旨の意見を述べており、これを裏付ける事実関係も多々存在した。中央防災会議においても、「長期評価の見解」は、防災上のハード面での対策の基礎となるべき知見と評価されず、議論されて取り入れられることもなかった。

このように、一審原告らが予見可能性の論拠としている知見は、いずれも、多くの理学者及び工学者から「最新の科学的・技術的知見を踏まえた合理的な予測」によりリスクを示唆する知見では無かったと、評価されていた。

- ④ 福島第一原発事故前、津波のリスクに切迫性は無かった。原子力工学の考え方に基づいて優先順位を検討した場合、一連の地震対策が優先されるべき状況であった。そのため、一審被告国は、耐震バックチェック等を指示していた。それでも、一審被告東京電力は、さらなる安全性の向上のため、自ら知見の収集や安全研究を行ったり、未成熟な知見であっても、積極的に土木学会へ審議を依頼するなど、事業者として工学的正当性が認められる行為を採っていた。

一審被告国において作為義務が生じる状態ではなかった。

- ⑤ 福島第一原発事故前の科学的・工学的知見に照らした場合、敷地高さを超える津波が予見された場合に導かれる対策は、防潮堤・防波堤の設置である。

「長期評価の見解」を前提にしても、想定される津波と本件地震に伴う本件津波とでは比較にならないほど規模が異なっていた。それに、「長期評価の見解」を前提に防潮堤設置による対策工事をさせるべく規制権限を行使したとしても、対策工事終了までには、優に5年以上要した。

したがって、「長期評価の見解」を前提とした津波対策では、福島第一原発事故を防ぐことはできなかった。

## ★第2準備書面

### ○概要

- ① 長期評価は、「高度の理学的根拠に裏付けられた知見」から単に「理学的に否定できないというレベルの知見」までが混在している状態であり、必ずしも信頼性の高くない知見も含まれることとなった。そのため、地震本部自身が、長期評価の公表にあたり、その理学的な成熟性の程度を踏まえ、受け手側においてその取扱いを十分に検討して判断することを前提としていた。  
「長期評価の見解」を含む長期評価の内容は、決定論的に直ちに規制や防災対策に取り込まれるべきとの趣旨で公表したものではなかった。
- ② 一審被告国は、「長期評価の見解」が公表された後に具体的な措置を何ら講じずに放置していたわけではなく、公表直後の平成14年8月の時点で、一審被告東電に対し、直ちにヒアリングを行ってその取扱いについて説明を求めた。そして、一審被告東京電力より、専門家の意見も踏まえて、「長期評価の見解」を決定論ではなく確率論において取り扱っていく方針であるとの報告を受け、被告国は、これを了承した。  
一審被告国の対応は、正当である。
- ③ 福島第一原発事故前の工学的知見に照らすと、津波対策として導かれる結果回避措置は、津波が敷地高さを上回ることが想定される具体的箇所限定して、防潮堤・防波堤を設定することであった。このことは、一審被告東京電力の東通原発(平成22年12月に設置許可を受けた)において行われた現実の津波対策からも、裏付けられる。

## ★求釈明書

### ○概要

- ① 一審原告らの主張する結果回避措置が前提とする想定津波は、「長期評価」に基づく2008年資産による津波水位、すなわち、発電所敷地南側で津波高0. P+15. 7mとなった試算結果で良いのか。
- ② 一審原告ら結果回避措置として「防潮堤の設置」に係る主張を維持しているのか。  
一審原告らが主張する各結果回避措置は、浸水量の時間的変化等どのような数値を前提としているのか。本件事故以前のいかなる科学的・工学的根拠に基づいて、各結果回避措置を講じることができたと主張するのか。
- ③ 個々の結果回避措置については、その中の一つでも講じていれば本件事故を回避できたと主張しているのか、それとも、幾つかの措置を組み合わせることで本件事故を回避できたと主張しているのか。

## ★その他提出した書面

控訴答弁書の訂正について、検証申出に対する意見書、人証申出に対する意見書

## ★提出した主な証拠

谷岡勇市郎氏・首藤伸夫氏・笹原稔氏の各意見書、川原修司氏の陳述書、福島

地裁で実施された館野淳証人の証人尋問調書, 志賀原発の雨水等の流入防止対策・外部溢水に対する防護対策等の報告書(北陸電力作成), 京都地裁で実施された佐々木康人証人らの証人尋問調書, 横浜地裁で実施された名倉繁樹証人の証人尋問調書, 長谷川昭氏・山口彰氏の各意見書, 推進本部政策委員会成果を社会に活かす部会が作成した報告書, 福島地裁いわき支部判決, 高橋智幸氏意見書

**2 弁護団員, 一審原告の方による意見陳述**

**3 一審被告東京電力, 一審被告国による意見陳述**

**4 今後の裁判の日程**

第2回口頭弁論期日

平成30年11月16日(金)午後2時

以 上